



ネットのトラブル、一人で悩んでいませんか？

インターネット上の書き込みなどに関する相談・通報窓口のご案内

対面 電話 メール チャット SNS 左記マーク以外は各機関のWebフォームから相談

インターネット上の誹謗中傷やプライバシー侵害等のトラブルにあった

解決策について相談したい

悩みや不安について話をしたい

インターネット上の違法・有害情報を見つけた

違法薬物の販売情報、
違法なわいせつ画像、
児童ポルノ、
爆発物・銃砲等の製造、
殺人や強盗等の犯罪行為の
請負・仲介・誘引、
自殺の誘引・勧誘などを
通報したい

心のSOS まもろうよこころ(厚生労働省)

www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro



どうしたらよいか
分からぬ

ネット上の
書き込み・画像を
削除したい

書き込んだ相手に
損害賠償を
求めたい

身の危険を感じている／
脅迫されている・犯人の捜査、
処罰を求めたい

弁護士
または

法的トラブル解決のための「総合案内所」法テラス

0570-078374 www.houterasu.or.jp

問合せ内容に応じて解決に役立つ法制度や相談窓口に関する情報を案内します。経済的に余裕のない方を対象に無料の法律相談や弁護士費用等を立て替える制度があります(要件確認あり)。

サイバー犯罪の情報提供、相談窓口
警察または居住地の
サイバー犯罪相談窓口

www.npa.go.jp/cyber/soudan.html



ネットトラブルの
専門家に
相談したい

人権問題の専門機関に
相談したい

プロバイダ等に削除を
促してほしい(民間機関)

有害情報も
通報したい
(民間機関)

迅速な助言

違法・有害情報
相談センター
(総務省)



www.ihaho.jp

相談者自身で行う削除依頼の
方法などを迅速にアドバイスします。
インターネットに関する技術や制度等の専門知識
や経験を有する相談員が、
人権侵害に限らず、様々な事
案に対して幅広にアドバイス
します。



削除要請・助言

人権相談
(法務省)



0570-003-110
www.jinken.go.jp

相談者自身で行う削除依頼の
方法などの助言に加え、法務省
が事案に応じてプロバイダ等に
対する削除要請(依頼)を行います。
※削除要請は専門的な知識を有する
法務省が違法性を判断し、
そのものに時間はかかる場合
があります。



プロバイダへの連絡

誹謗中傷
ホットライン



www.saferinternet.or.jp/bullying/

インターネット上の誹謗中傷
について連絡を受け付け、一定の基準に該当するか判断し
たものについては、国内外の
プロバイダに各社の利用規約
等に沿った対応を促す連絡を行います。



迅速な削除の要請

セーフライン



www.safe-line.jp

インターネット上の違法情報や
有害情報の通報を受け付け、
国内外のサイトへの削除の要
請や、警察等への通報を行
います。リベンジポルノの被害に
遭われた方、いじめの動画像の
通報も受け付けています。



サイトへの削除依頼

インターネット・
ホットライン
センター(警察庁)



www.internethotline.jp

インターネット上の違法情報
及び重要犯罪密接関連情報、
自殺誘引等情報の通報を受
け付け、ガイドラインに基づ
いて該当性の判断を行い、警
察への情報提供とサイトへの
削除依頼を行います。



※上記機関以外に、一般的な情報セキュリティ(主にウイルスや不正アクセス)に関する技術的な相談に対して

アドバイスを提供する窓口としてIPA「情報セキュリティ安心相談窓口」があります。

※上記のほか、学校や地方公共団体にある相談窓口も活用してください。

出典：総務省ウェブサイト「上手にネットと付き合おう！～安心・安全なインターネット利用ガイド～」
https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/trouble/reference/reference01.html

«サイバーコネクトSHIG@»定期的にソフトウェアの脆弱性情報をチェックしましょう。



←公式X

滋賀県警察本部 サイバー犯罪対策課 077-522-1231 (代表)

県警Webページ→

